

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和5年6月6日

豊田市長 太 田 稔



1 委託する業務

(1) 業務名

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託（単価契約）

(2) 業務の概要

豊田市では、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附の受入れにより、「豊田市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」（以下「本事業」という。）を実施している。

本業務は、受託者独自のネットワークやノウハウを活用することにより、本社が市外に所在する企業に対して地方創生に係る本事業を周知することで、企業版ふるさと納税による寄附を獲得し、積極的な財源確保をめざすものである。（詳細は別添「仕様書」のとおり）

(3) 履行期限

ア 令和6年3月31日

イ 本業務の履行結果が優良な場合は、令和6年度まで「企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託（単価契約）」を本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約（契約は単年度毎に締結し、随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。）を締結することがある。ただし、豊田市議会において当該予算が可決されなかった場合は、この限りでない。

(4) 委託料及び提案限度額

ア 本業務は成果報酬型とし、委託料は、本業務を通じて行われた企業版ふるさと納税による寄附金額に契約単価（税込み）を乗じた額とする。

イ 単価の提案限度額は、寄附額1円当たり0.2円以内（消費税等別）とする。

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和4・5年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。なお、本店や支店等の所在地は問わない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察

署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。資本関係又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ない。

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和5年6月6日から令和5年6月19日まで（土・日曜日及び祝日を除く。）
(2) 交付場所 豊田市役所企画政策部企画課計画調査担当（南庁舎4階）又は企画課ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和5年6月19日（月） 午後4時
(2) 提出場所 豊田市役所企画政策部企画課計画調査担当
(3) 提出方法 電子メール又は郵送（提出期限必着）

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和5年6月20日（火）
(2) 通知方法 参加表明書提出者に電子メール又は郵送にて行う。

6 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期限 令和5年6月19日（月） 午後4時
(2) 提出場所 豊田市役所企画政策部企画課計画調査担当
(3) 提出方法 電子メール又は郵送（提出期限必着）
(4) 回答 質問書提出者へ電子メールにて回答するほか、原則、ホームページ上で公開する。質問者名は公表しない。

7 提案書等の提出書類

(1) 提案書

A4規格片面10枚以内に次のア～ウの内容を記載すること。なお、様式は自由とし、両面印刷は可とする。

ア 業務実績及び業務体制

(ア) 事業者の業務実績

会社概要、本業務を担当する営業所・部署、技術者数及び同種業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間及び業務の概要、寄附実現実績（自治体へマッチング後に寄附納入まで実現した件数、金額））。実績については、令和元年度以降に実施した業務とする。

(イ) 業務担当責任者の業務実績

業務担当責任者の資格、経歴、同種業務実績及び現在の手持ち業務。なお、実績については令和元年度以降に実施した業務とする。

(ウ) 主任担当者の業務実績

主任担当者の資格、経歴、同種業務実績及び現在の手持ち業務。なお、実績については、令和元年度以降に実施した業務とする。

(エ) バックアップ及びサポート体制

バックアップ及びサポート人員（業務担当責任者及び主任担当者を除く。）の資格、経歴、同種業務実績及び現在の手持ち業務。なお、実績については、令和元年度以降に実施した業務とする。

イ 業務実施方針の提案

提案者の保有する情報、公開されている資料等を活用し、仕様書に記載の業務内容について、業務体制、候補企業への働きかけやフォローアップの方法について提案すること。

ウ 業務の全体スケジュール

(2) その他提出書類

ア 見積金額

イ 同種業務実績の内容を証明する契約書等の写し

8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和5年6月30日（金）午後4時
- (2) 提出場所 豊田市役所企画政策部企画課計画調査担当（南庁舎4階）
- (3) 提出方法 紙媒体及び電子媒体で提出すること。紙媒体の提出方法は持参又は郵送とし、電子媒体（PDF等）の提出方法は電子メールとする。（提出期限必着）
- (4) 提出部数 提案書については、紙媒体は正本1部と副本8部、電子媒体は正副本各1部とする。ただし、副本については、表紙や目次のほか、本文中にも提案者の法人名、団体名及びそれらを連想させるロゴ等を使用しないこと。
その他提出書類については、紙媒体及び電子媒体で各1部とする。
- (5) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、電子メール又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和5年7月11日（火）午前9時から正午までのうち、指定する25分間（時間は後日連絡する）
- (2) 開催場所 豊田市役所 東61会議室（東庁舎6階）
- (3) 備考
ア 提出された企画書等に基づき1者25分（説明15分、質疑応答10分）のヒアリングを行う。説明は提出資料のみとし、追加資料の持込みは認めない。
イ 出席者は3名以内とし、業務担当責任者からの説明とする。
ウ プрезентーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので

- 自己紹介は行わないこと。
- 工 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
- オ 社会情勢によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。
- その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

(1) 本業務は複数者との契約を想定しており、下記の項目について事務局及び選考委員が採点を行い、採点の合計があらかじめ定めた最低基準点に達した者を交渉権者とする。

ア 事務局採点

- (ア) 業務体制（100点）
(イ) 類似事業の実績（100点）

イ 選考委員採点

- (ア) スケジュール管理（40点）
(イ) 寄附候補企業の選定（120点）
(ウ) 依頼・提案の内容（140点）

※詳細は別添「評価基準」のとおり

(2) 提案者が1者の場合でも、最低基準点に達しない者は交渉権者として決定しない。

(3) 選考委員は以下の5名とする。

委員長	企画政策部	部長	辻 邦 恵
委員	企画政策部	副部長	都 築 和 夫
	生涯活躍部	副参事	中 神 泰 次
	企画政策部	企画課 課長	野 依 真 人
	企画政策部	財政課 課長	柘 植 孝 悅

11 選考結果通知等の予定日

- (1) 選考結果通知 令和5年7月12日（水）
(2) 見積徴収及び契約 令和5年8月2日（水）

12 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
- ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
イ 見積金額が提案限度額を超える提案
ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
エ 市が示した条件に違反した提案
オ 選考委員に故意に接触を図った者、その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (4) 交渉権者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。

仕様書作成後、交渉権者を契約の相手方とし、見積徵取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、交渉権者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

- (5) 交渉権者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。
- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が、交渉権者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (7) 提出期限後は、提出された書類の差替え又は再提出は認めない。ただし、本市から指示があった場合は、この限りでない。
- (8) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 愛知県豊田市西町三丁目60番地
豊田市役所企画政策部企画課計画調査担当
電話 0565-34-6602（直通）
FAX 0565-34-2192
E-mail : kikaku@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	<p>ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合 イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
(2) 人的関係	<p>ア 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 (ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） (エ) 組合の理事 (オ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者 イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合 ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	<p>組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>